



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年2月9日火曜日 第2746号

## ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の追加募集.....	(総務管理課).....	57
自衛官候補生の採用試験.....	( " ).....	57
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	57
都市計画の変更(追加)案の縦覧.....	(都市計画課).....	57
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課).....	58
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	58
道路の区域変更(県道美川川内線).....	(中予地方局久万高原土木事務所).....	58
道路の供用開始(県道高茂岬船越線).....	(南予地方局愛南土木事務所).....	58

## 告 示

### ○愛媛県告示第134号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成28年2月9日

愛媛県知事 中村時広

- 男子(平成27年度3・4月採用分(追加募集))  
平成28年2月15日(月)から  
3月3日(木)まで

### ○愛媛県告示第135号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成28年2月9日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成28年3月5日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

### ○愛媛県告示第136号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年2月9日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所  
宇和島市津島町御内209、216、217
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第137号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び東温市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年2月9日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画区域区分
- 都市計画を定める土地の区域
  - 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。  
東温市 野田二丁目、野田三丁目、見奈良、南方の各一部
  - 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。  
なし

## ○愛媛県告示第138号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年 2月 9日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100680	株式会社 愛心	愛媛県松山市中村1丁目3-4	川 口 崇	児童発達支援	ちゅーりっぷ	愛媛県松山市久万ノ台253-1-101号	平成28年 1月27日
3850100680	株式会社 愛心	愛媛県松山市中村1丁目3-4	川 口 崇	放課後等デイサービス	ちゅーりっぷ	愛媛県松山市久万ノ台253-1-101号	平成28年 1月27日

## ○愛媛県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月 9日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第45号 平成28年 1月29日	伊予郡松前町大字神崎字ソノノキ279番3	松山市西石井一丁目4番35号 カメラリアフラット201号 小 笠 原 久

## ○愛媛県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川807番1地先から 同町黒藤川1039番2まで	旧	メートル 3.9～9.0	キロメートル 0.118	
		上浮穴郡久万高原町黒藤川809番から 同町黒藤川1039番2まで	新	7.2～13.2	0.118	

## ○愛媛県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 2月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町福浦642番2から 同町福浦628番2まで	平成28年 2月 9日